



後見支援預金(ならしん後見支援預金)

後見制度をご利用のみなさまへ

※詳しくは最寄りの窓口でご確認ください。

2019年4月1日現在

商品名	後見支援預金(愛称:ならしん後見支援預金)
預金種別	普通預金
内容	後見を受ける方(被後見人)の財産を安全・確実に保護するために、家庭裁判所の指示書をもとに入金・出金を行う普通預金です。
ご利用いただける方	個人の方のみ。 奈良家庭裁判所が後見支援預金の口座開設にかかる「指示書」を発行した成年被後見人または未成年被後見人
お預入れ期間	期間の定めはありません。 家庭裁判所より解約の「指示書」が発行され解約となった場合、もしくは成年被後見人の死亡および未成年被後見人が成人となった場合、預金契約は終了します。
お預入れ	(1)お預入れ方法 : 新規預入…家庭裁判所からの新規預入「指示書」によりお預けいただけます。 追加預入…家庭裁判所からの追加預入「指示書」によりお預けいただけます。 (2)お預入れ金額 : 1円以上 (3)お預入れ単位 : 1円単位
払戻(お支払い)方法	家庭裁判所からの「指示書」によりお支払いいたします。(「指示書」の原本をご提出いただけます。) 後見人に払出し伝票を記票していただけます。 後見人の本人確認書類のご提示をお願いいたします。
お利息	(「無利息型普通預金」をお選びいただく際は、お利息はつきません) (1)適用金利 : 変動金利(普通預金金利) 毎日の店頭表示利率を適用いたします。 (2)利払方法 : 年2回(3月、9月)の当金庫所定の日に元金に組み入れいたします。 (3)計算方法 : 1年を365日とする日割計算。毎日の最終残高1,000円以上について、付利単位を100円としてお利息を計算いたします。
税金	個人の方のお利息には20%(国税15%、地方税5%)の税金(分離課税)がかかります。 ※2013年1月1日から2037年12月31日までの間に支払われるお利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります。
手数料	通帳再発行の場合、当金庫所定の再発行手数料がかかります。 裁判所の指示がある場合など、特別な許可を得て定額送金を行う際には当金庫所定の手数料がかかります。 「無利息型普通預金」をお選びいただく際は、口座開設時に印紙代200円がかかります。
付加できる特約事項	マル優(非課税)でのお取扱いはできません。
中途解約時の取扱い	—
金利情報の入手方法	https://www.narashin.co.jp/service/kinri/index.html をご確認ください。
その他参考となる事項	このご預金は、口座開設店のみが窓口となります。(他の支店・出張所ではお取扱いできません。) キャッシュカードは発行いたしません。(ATMでのご出金はできません。) このご預金からの各種料金等の自動引き落としはできません。 インターネットバンキング等のご利用はできません。 総合口座はご利用いただけません。 給与、年金、各種配当金等の受取口座にすることはできません。 決済性の預金である「無利息型普通預金」をお選びいただくことができます。 預金保険制度の対象預金です。 預金保険によって1預金者当たり元本1,000万円までとのお利息が保護の対象となります。(当金庫に複数の口座があるときは、それらの預金元本を合計して1,000万円までとのお利息が保護されます) 「無利息型普通預金」をお選びいただいた際は、預金元本全額が保護されます。





後見支援預金(ならしん後見支援預金)

後見制度をご利用のみなさまへ

※詳しくは最寄りの窓口でご確認ください。

2019年4月1日現在

対象となる裁判所 (後見支援預金に係る 指示書等の問合せ先)	<p>奈良家庭裁判所(後見係) 〒630-8213 奈良市登大路町35 TEL: 0742-88-6513</p> <p>奈良家庭裁判所 葛城支部(後見係) 〒635-8502 大和高田市大字大中101-4 TEL: 0745-40-2517</p> <p>奈良家庭裁判所 五條支部(代表) 〒637-0043 五條市新町3-3-1 TEL: 0747-23-0261</p> <p>奈良家庭裁判所 吉野出張所(代表) 〒638-0821 吉野郡大淀町下淵350-1 TEL: 0747-52-2490</p>
---	---

